

2021年7月19日

## 「将来のための代理人サービス」の取扱い開始について

### 城南信用金庫

城南信用金庫（本店：東京都品川区 理事長：川本恭治）では、2021年7月19日（月）より、お客様が万が一、認知症になられてしまった後も安心してお取引いただける「将来のための代理人サービス」の取扱いを開始します。

#### 1. 「将来のための代理人サービス」の取扱いについて

高齢化社会が進展する中、認知症などになられてしまい、認知・判断能力を喪失されてしまったお客様に対し、当金庫を含む多くの金融機関では、やむを得ず、取引の一部制限をする等のご不便をおかけしております。

また、そのような制限を防ぐために、成年後見制度の利用をお勧めしていますが、様々なご事情から、全てのお客様にご利用いただくことが難しい状況になっております。

こうした課題を解決するため、当金庫で開発致しましたのが、「将来のための代理人サービス」です。本サービスは、予め代理人を指定いただき、万が一、認知症になられたとしても、本人に代わり代理人が当金庫と取引できるサービスになります。その結果、当金庫との取引においては、制限が大幅に緩和され、従来通りに近い形でのお取引が可能となります。

#### 2. 「代理人サービス」との組み合わせによる有用性の向上

現在お取扱いしている「代理人サービス」は、「普段、来店することが難しい」という、高齢のお客様のご要望にお応えするサービスです。このサービスでは、お客様がお元気なうちから、代理人を指定することができ、認知・判断能力を喪失されるまでの間ご利用いただけます。

今般取扱いを開始する「将来のための代理人サービス」と、以前から取扱いをしている「代理人サービス」を組み合わせれば、お元気なうちから、代理人による取引が可能になり、万が一、認知症になられたとしても、引き続き代理人による取引が可能です。

城南信用金庫では、高齢化が進むわが国の実情を踏まえ、将来に渡り安心できるサービスの提供を通じて、地域のお客様の一助となれるよう今後も取組んで参ります。

#### <2つのサービスの組み合わせについて>



<代理人取引開始>

<引き続き、代理人が取引可能>

(城南信用金庫 お客様応援部 03-3493-8111 担当：沢井)